

「バスでらくらく！サイクリングプロジェクト」実証業務
企画提案募集要項

1 目 的

本県におけるサイクルツーリズムを推進するため、国内外から幅広い層のサイクリストを本県に迎え、サイクリストが走力にかかわらず、サイクリングを楽しみながら県内の観光地を楽に巡ることができるよう、バスを活用した新たな観光サイクリングツアーの実証を行う。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「バスでらくらく！サイクリングプロジェクト」実証業務

(2) 委託業務の内容

別紙「バスでらくらく！サイクリングプロジェクト」実証業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年12月31日まで

(4) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

金5,000,000円

3 事業者の参加資格要件

委託にあたっては、プロポーザルを実施することとし、応募できる者は、次の

(1)～(11)の要件をすべて満たす者とする。なお、(4)、(5)及び(6)

④の要件については、資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。

(1) 県内に本社又は営業所等を有する法人又は個人事業主であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

(5) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

(6) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

① 成年被後見人又は被保佐人

② 破産者で復権を得ない者

③ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

④ 暴力団の構成員等

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は

破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を超過しない者でないこと。
- (9) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (10) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する団体その他受託者として適当でないと認められる者でないこと。
- (11) 自らツアー商品等の提供ができる、もしくは提供可能企業との連携体制が構築できる者

4 応募方法

(1) 提出書類及び部数

次の書類等を提出すること。

内 容	大きさ	部数
① 企画提案書（様式第1号）	A4判	1
② 会社等の概要（様式第2号）	A4判	5
③ 事業計画書（様式第3号）	A4判	5
④ 委託業務に係る経費の見積書（様式第4号）	A4判	5

徳島県管財課登録業者でない場合は下記証明書も提出のこと

⑤ 印鑑登録証明書		1
⑥ 履歴事項全部証明書（原本）		1
⑦ 事業税（都道府県税）及び都道府県民税（法人のみ） についての納税証明書		1
⑧ 消費税・地方消費税の納税証明書		1

(2) 提出期限

令和3年3月10日（水） 午後5時必着
郵送により提出する場合も同様とする。

(3) 提出方法

持参，郵送（書留郵便）又は宅配便とする。

(4) 企画提案書の取扱い

- ① 提出期限後の提出書類の提出，再提出及び差し替えは原則として認めない。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出された書類は，徳島県における使用に限り，必要に応じて複写することがある。

(5) 提出書類に関しての留意点

- ① 提案書は1者1案とする。
- ② 別添「仕様書」に基づき作成すること。
- ③ 各種証明書類は発行後3ヶ月を超えないもの。

- ④ 印鑑登録証明書は企画提案書に押印した実印の証明書。
 - ⑤ 履歴事項全部証明書（原本）は法務局が発行したもの。
なお、個人の場合は身分証明書（市町村発行）及び登記されていないことの証明書（法務局発行）
 - ⑥ 事業税及び都道府県民税の納税証明書は都道府県税事務所等が発行する未納の額のないことの証明書
 - ⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書は税務署が発行する未納の額のないことの証明書。（個人－その3の2，法人－その3の3）
- (6) 次に該当する場合には、失格又は無効とする。
- ① 企画提案書の提出方法，提出先又は提出期限に適合しない場合
 - ② 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
 - ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ④ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
- (7) この業務により知り得た秘密は，他人に漏らさないこと。
- (8) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (9) 企画提案に要する全ての費用は応募者の負担とする。

5 提案者の選定

(1) 選定委員会の設置

徳島県未来創生文化部内に設置する選定委員会において，企画提案書を総合的に評価し，1者を選定する。また，必要に応じてヒアリングを行うことがある。

(2) 選定基準

次の項目により評価する。ただし，評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

選 定 項 目	
総合的な企画力	
	事業の趣旨を踏まえた企画となっているか
	先進的，独創的なアイデアを用いた内容であるか
	参加者を幅広く集めることができる企画となっているか
	サイクリストに魅力的な内容となっているか
業務遂行能力	
	組織体制及びスケジュールは実現可能か
	参加者の安全性が担保できる内容になっているか
予算の妥当性	
	予算内での効果的かつ効率的な提案がなされており提案内容と整合性が図られているか
過去の実績等	
	提案内容を裏付ける類似実績等があるか
新型コロナウイルス感染症防止対策	
	利用者の安全安心につながる「新型コロナウイルス感染症防止対策」が図られているか

(3) 選定結果

- ① 選定結果については、企画提案書提出者全員に通知する。ただし、選定の経緯については公表しない。
- ② 選定等に関する照会には一切応じない。
- ③ 選定結果に対する異議申立ては受理しない。
- ④ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続を完了するまで県との契約関係を生じない。

(4) 選定結果の取消し

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

6 応募のスケジュール

委託業務の応募スケジュールは、次のとおりを予定している。

令和3年2月中旬	募集開始
令和3年3月10日(水)	募集締切
令和3年3月下旬	選定委員会
令和3年4月1日(木)	契約締結・業務開始

※本募集は、令和3年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするために募集の手続きを行うものである。事業の決定や予算の執行は、令和3年度当初予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもあり得るものである。

－問合せ先及び各種書類の提出先－

徳島県未来創生文化部国際スポーツ局
スポーツ振興課 企画・生涯スポーツ担当 西岡
770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
電話番号 088-621-2113
ファクシミリ 088-621-2819
E-mail sportsshinkouka@pref.tokushima.jp